

【資料】

平成30年度 地域医療介護総合確保基金について（抜粋）

平成30年2月9日
平成29年度 医療計画策定研修会

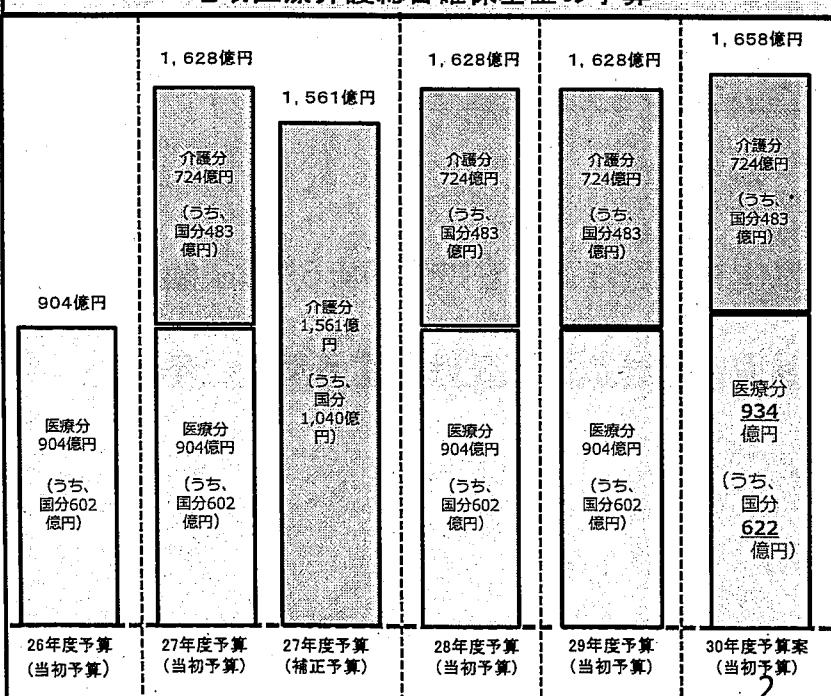
厚生労働省医政局地域医療計画課

1

地域医療介護総合確保基金の平成30年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税增收分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成30年度予算案は、公費ベースで1,658億円（医療分934億円（うち、国分622億円）、介護分724億円（うち、国分483億円））

地域医療介護総合確保基金の予算



地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

（参考）平成29年度スケジュール

- 29年1月～（※都道府県による関係者からのヒアリング等の実施）
- 4月～ 国による都道府県ヒアリング等の実施
- 8月 基金の交付要綱等の発出
都道府県へ内示
- 9月 都道府県計画の提出

平成30年度の配分方針について

事業区分Ⅰ. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

事業区分Ⅱ. 居宅等における医療の提供に関する事業

事業区分Ⅲ. 医療従事者の確保に関する事業

事業区分Ⅰの配分方針

- 事業区分Ⅰに500億円以上を配分。
- 地域医療構想調整会議において調整を行い、具体的な整備計画が定まっているかを確認。
- そのうえで、具体的な整備計画が定まった事業を優先して配分調整。
- また、具体的な整備計画が定まった事業の中でも、多額の費用を要する再編・統合に係る事業等を優先して配分調整。
- 都道府県から県内医療機関への基金の配分に当たっては、
 - ・上記配分方針の趣旨を踏まえた対応
 - ・早期に整備計画が定まったく事業の優先対応をお願いしたい。

事業区分Ⅱ・Ⅲの配分方針

- 増額分30億円については、原則として事業区分Ⅱ・Ⅲに配分予定。
 - 基金創設前まで国庫補助で実施してきた事業（以下、「国庫補助相当事業」という。）相当額を優先して配分調整。
- ※ なお、例年、全都道府県分の国庫補助相当事業の合計額が基金予算総額の3割以上となっており、事業区分Ⅰに500億円以上を充てることから、事業区分Ⅱ・Ⅲに配分できる金額には限りがあるため、十分留意の上、要望額の調整をお願いしたい。

3

事業区分Ⅰの事業内容の取扱いについて

- 地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」については、基本的に、病床機能の転換等の施設・設備整備といったハード事業を想定。
- 今般、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）を踏まえ、地域医療構想の達成に向けた取組を推進するため、事業区分Ⅰの事業内容の取扱いを整理。

4

事業区分 I の事業内容の取扱いについて

以下の事業については、事業区分Ⅰ「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」として、計上が可能。

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用

2. 地域医療構想調整会議が主催した

地域医療構想セミナーの開催費用 16 頁

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用

(1) 建物の改修整備費

○ 対象となる経費

病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修費用

○ 対象となる建物

各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）したも

○ 標準単価

1 m²当たり単価： (鉄筋コンクリート) 200,900円
(ブロック) 175,100円

<具体例>

- ・ 地域医療構想調整会議で合意のうえ、A病棟及びB病棟を削減。不要となる建物1棟を教育研修棟に改修。
 - ・ 地域医療構想調整会議で合意のうえ、C病棟を削減。建物のワンフロアが不要となるため、職員休憩室に改修。

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用

(2) 建物や医療機器の処分に係る損失

○ 対象となる経費

病床削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）

○ 対象となる建物及び医療機器

各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）したもの

※ 医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）のみを対象とする（「有姿除却」は対象としない）。

建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）を対象とするが、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失（固定資産廃棄損）についても、対象とする。

○ 対象となる勘定科目

・ 固定資産除却損

固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用

・ 固定資産廃棄損

固定資産を廃棄した場合の撤去費用

※ 帳簿価額がある場合は固定資産除却損を計上するのが一般的であるが、法人によっては、帳簿価額がある場合であっても、撤去費用を固定資産廃棄損として計上することがある。

・ 固定資産売却損

固定資産の売却価額がその帳簿価額に不足する差額

7

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用

(2) 建物や医療機器の処分に係る損失

○ 固定資産売却損の注意事項

「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。

※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。

医療法施行規則第32条の6（抜粋）

第三十二条の六 法第五十一条第一項の厚生労働省令で定める特殊の関係は、第一号に掲げる者が当該医療法人と第二号に掲げる取引を行う場合における当該関係とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族をいう。口及びハにおいて同じ。）

ロ 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人

ハ 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会若しくは社員総会若しくは評議員会又は取締役会若しくは理事会の議決権の過半数を占めている法人

二 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会若しくは評議員会又は理事会の議決権の過半数を占めている場合における当該他の法人

ホ ハの法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会若しくは社員総会若しくは評議員会又は取締役会若しくは理事会の議決権の過半数を占めている場合における他の法人

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (2) 建物や医療機器の処分に係る損失

具体例① 建物・医療機器（帳簿価額あり）を解体・廃棄する場合

【事例】

- 建物を4億円で取得し、うち3億円は減価償却済み。
- 当該建物の解体撤去費用に1億円を要する。
- この場合、特別損失として計上する固定資産除却損2億円を基金で補助。

【仕訳】

借方	貸方
減価償却累計額 3億円	建物 4億円
固定資産除却損 2億円	現預金 1億円

【イメージ】

（建物取得時）



（解体撤去時の会計処理）



固定資産除却損 2億円

※ 法人によっては、解体撤去費を固定資産廃棄損として、残存簿価のみを固定資産除却損として計上することがある。

減価償却累計額 3億円

9

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (2) 建物や医療機器の処分に係る損失

具体例② 建物・医療機器（帳簿価額なし）を解体・廃棄する場合

【事例】

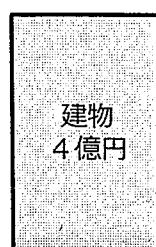
- 建物を4億円で取得し、全額減価償却済み。
- 当該建物の解体撤去費用に1億円を要する。
- この場合、特別損失として計上する固定資産廃棄損1億円を基金で補助。

【仕訳】

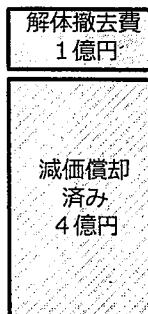
借方	貸方
減価償却累計額 4億円	建物 4億円
固定資産廃棄損 1億円	現預金 1億円

【イメージ】

（建物取得時）



（解体撤去時の会計処理）



固定資産廃棄損 1億円

減価償却累計額 4億円

10

※ 簡略化のため備忘価額（1円）は無視するものとする。

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用

(2) 建物や医療機器の処分に係る損失

具体例③ 建物（帳簿価額あり）を有姿除却する場合

【事例】

- 建物を4億円で取得し、うち3億円は減価償却済み。
- 当該建物の解体撤去費用に1億円を要するが、解体撤去は数年後の予定。
- この場合、特別損失として計上する固定資産除却損1億円を基金で補助。また、解体撤去時に特別損失として計上する固定資産廃棄損1億円を基金で補助。

※法人税法上、有姿除却として認められる場合に限る。

【仕訳】

(有姿除却時)

借方	貸方
減価償却累計額 3億円	建物 4億円
固定資産除却損 1億円	

(解体撤去時)

借方	貸方
固定資産廃棄損 1億円	現預金 1億円

【イメージ】

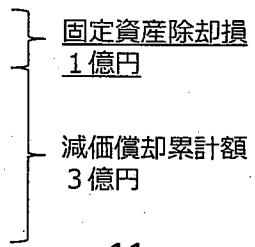
(建物取得時)

(有姿除却時の会計処理)

(解体撤去時の会計処理)



地域医療構想調整会議において、削減に合意



11

解体撤去費
1億円

固定資産廃棄損
1億円

※ 簡略化のため備忘価額
(1円)は無視するものとする。

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用

(2) 建物や医療機器の処分に係る損失

具体例④ 建物・医療機器（帳簿価額あり）を売却する場合

【事例】

- 建物を4億円で取得し、うち2億円は減価償却済み。
- 当該建物を売却したところ、1億円の収入があった。
- この場合、特別損失として計上する固定資産売却損1億円を基金で補助。

【仕訳】

借方	貸方
現預金 1億円	建物 4億円
減価償却累計額 2億円	
固定資産売却損 1億円	

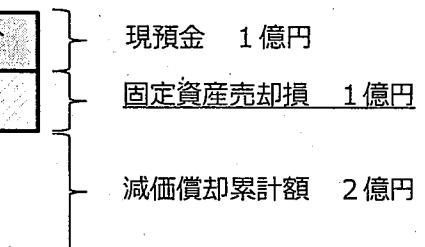
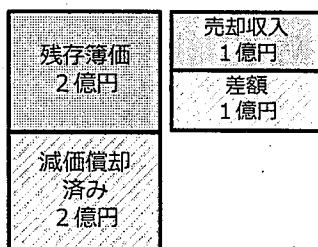
【イメージ】

(建物取得時)

(売却時の会計処理)



地域医療構想調整会議において、削減に合意



12

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (2) 建物や医療機器の処分に係る損失

基金の対象とならない例① 減損損失

【事例】

- 建物を4億円で取得し、うち2億円は減価償却済み。
- 当該建物のワンフロアを閉鎖したことにより、当該建物の収益性が低下し、投資額の回収見込みが立たなくなったため、帳簿価額（2億円）を回収可能価額（1億円）まで減額。
- この場合、減損損失として1億円を計上。

【仕訳】

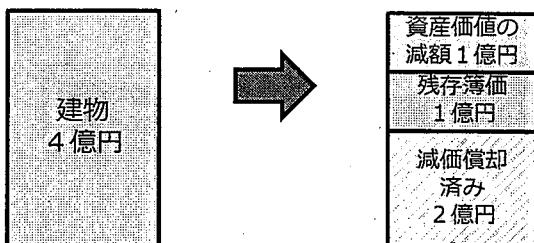
借方	貸方
減損損失 1億円	減損損失累計額（×） 1億円

※法人によっては、「建物」を計上することがある。

【イメージ】

(建物取得時)

(減損損失の会計処理)



減損損失 1億円

⇒ 減損会計が適切であるか確認することが困難であり、また、減損後の建物・医療機器を引き続き使用することが可能であるため、基金の対象としない。

13

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (2) 建物や医療機器の処分に係る損失

基金の対象とならない例② 医療機器（帳簿価額あり）の有姿除却

【事例】

- 医療機器を4億円で取得し、うち3億円は減価償却済み。
- 当該医療機器の廃棄費用に1億円を要するが、廃棄は数年後の予定。
- この場合、特別損失として固定資産除却損1億円を計上。また、廃棄時に特別損失として固定資産廃棄損1億円を計上。

【仕訳】

(有姿除却時)

借方	貸方
減価償却累計額 3億円	医療機器 4億円
固定資産除却損 1億円	

(廃棄時)

借方	貸方
固定資産廃棄損 1億円	現預金 1億円

【イメージ】

(医療機器取得時)

(有姿除却時の会計処理)

(廃棄時の会計処理)



固定資産除却損
1億円

減価償却累計額
3億円

廃棄費用
1億円

除却済み
4億円

固定資産廃棄損
1億円

※ 簡略化のため備忘価額（1円）は無視するものとする。

⇒ 医療機器は比較的容易に廃棄できるため、医療機器の有姿除却は基金の対象としない。

14

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用 (3) 人件費

○ 対象となる経費

早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

○ 対象となる職員

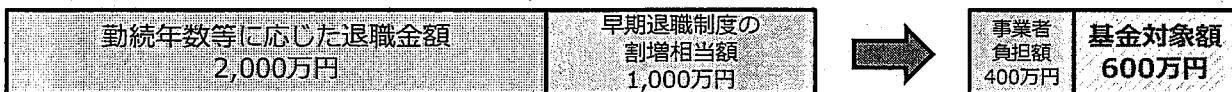
地域医療構想の達成に向けた機能転換や病床削減に伴い退職する職員

○ 上限額

6,000千円

【事業のイメージ】

①割増相当額が上限額を超える場合



②割増相当額が上限額を超えない場合



15

2. 地域医療構想調整会議が主催した地域医療構想セミナーの開催費用

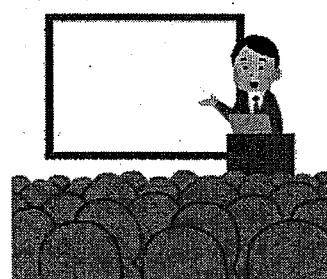
○ 対象となる経費

医療機関や金融機関等の関係者に地域医療構想を理解してもらうために、地域医療構想調整会議が主催するセミナー、会議等の開催に必要となる経費

- ※ 医療機関が将来を見据えた投資を行う場合や、金融機関が医療機関に融資を行う場合には、関係する医療機関と金融機関とが、地域医療構想の考え方や議論の状況等に共通の認識を持ち、地域医療構想に沿った事業計画に基づき適切な投資・融資が行われる必要がある。

【具体的な対象経費】

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、会場借料、委託料等



16

医政第847号
平成30年2月27日

各病院管理者 殿

医療政策課長

「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて」
の送付について(通知)

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、平成30年2月7日付け医政発0207第4号にて、厚生労働省医政局地域医療計画課長から別添のとおり通知がありましたので、ご承知願います。

地域医療介護総合確保基金(医療分)については、標準事業例により事業を計上することとされておりますが、今般の通知により「事業区分I」の事業の取扱いが整理されております。

つきましては、通知を踏まえ活用をご検討される場合等には、下記問い合わせ先に連絡願います。

また、活用に当たっては、地域医療構想調整会議での議論を踏まえることが必須となりますので、予めご了承願います。

【参考資料】

- 以下に通知に係る活用の具体例等が示されております。適宜ご参照ください(平成29年度医療計画策定研修会資料)。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000194587.pdf>

- 地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例及び標準単価の設定について(平成29年1月27日医政地発0127第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)

【問い合わせ先】

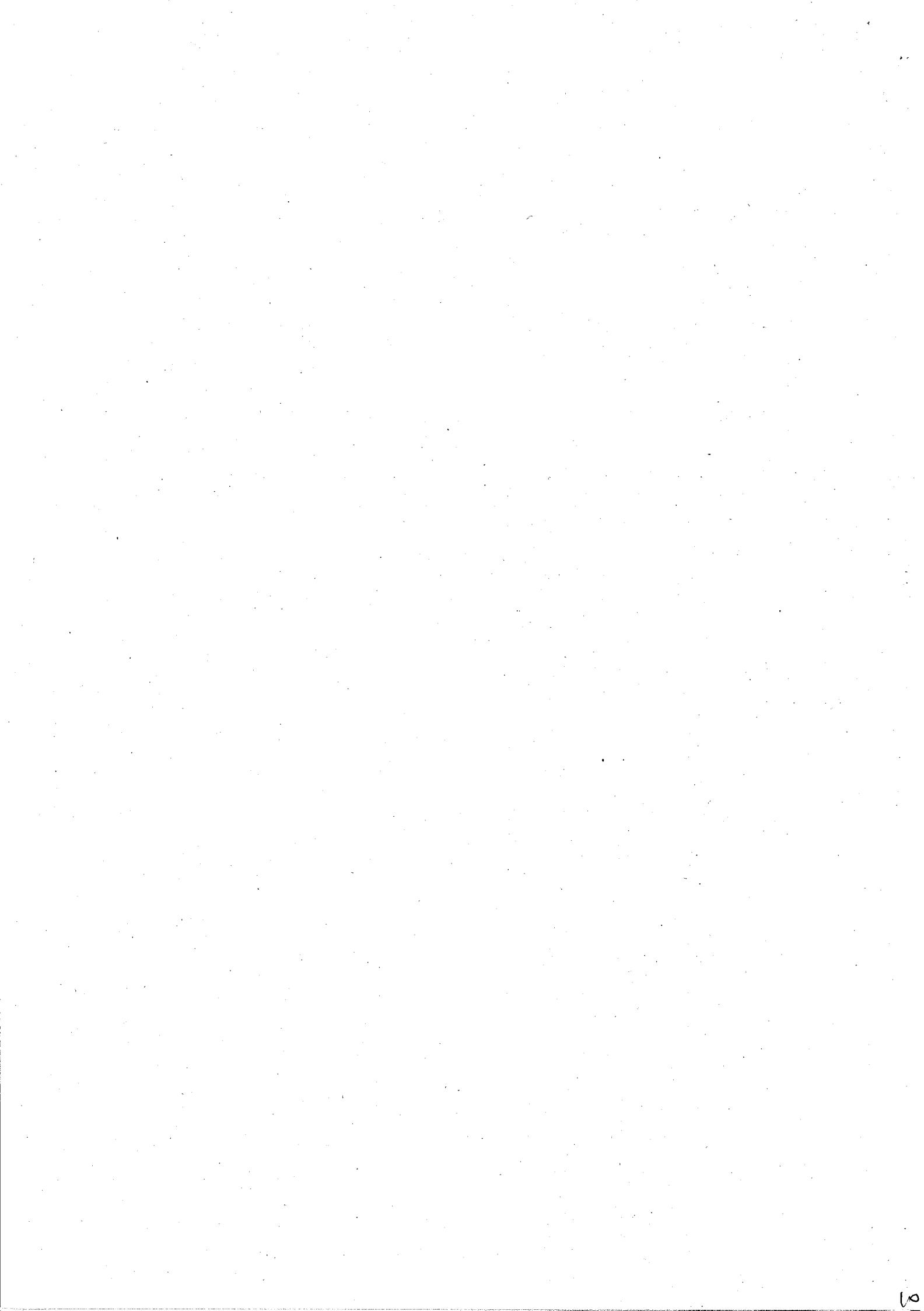
茨城県保健福祉部医療政策課

医療計画G 杉山

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

TEL:029-301-3124 FAX:029-301-3199

email: iryo4@pref.ibaraki.lg.jp



医政地発 0207 第 4 号
平成 30 年 2 月 7 日

各都道府県衛生主幹(部)局長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて

標記につきましては、「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例及び標準単価の設定について」(平成 29 年 1 月 27 日医政地発 0127 第 1 号)をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図るため、事業区分 I の事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知いたします。

つきましては、平成 30 年度以降の都道府県計画の策定に当たりまして、別添内容を踏まえて事業を計上していただくようお願ひいたします。

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

事業区分Ⅰについては、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」を対象としていますが、標準事業例「5. 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」において、以下に掲げる事業についても、当該整備に関連するものとして対象として差し支えないこととします。

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用

(1) 建物の改修整備費

病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修費用

（注）各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。

【標準単価】

1m²当たり単価：(鉄筋コンクリート)200,900円、(ブロック)175,100円

(2) 建物や医療機器の処分に係る損失

病床削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）

（注1）各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）した建物及び医療機器に限り対象とする。

（注2）医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）のみを対象とする（「有姿除却」は対象としない）。

（注3）建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）を対象とするが、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失（固定資産廃棄損）についても、対象とする。

（注4）「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。

※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。

【対象となる勘定科目】

- ・固定資産除却損
- ・固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）
- ・固定資産売却損（売却収入を含む）

(3) 人件費

早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

（注）地域医療構想の達成に向けた機能転換や病床削減に伴い退職する職員に限り対象とする。

【標準単価】

退職金の割増相当額：上乗せ分負担の補助（上限は6,000千円）

2. 地域医療構想調整会議が主催した地域医療構想セミナーの開催費用

医療機関や金融機関等の関係者に地域医療構想を理解してもらうためのセミナー、会議等の開催に必要となる経費

※ 医療機関が将来を見据えた投資を行う場合や、金融機関が医療機関に融資を行う場合には、関係する医療機関と金融機関とが、地域医療構想の考え方や議論の状況等に共通の認識を持ち、地域医療構想に沿った事業計画に基づき適切な投資・融資が行われる必要がある。

【対象経費】

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、会場借料、委託料等

医政地発0127第1号
平成29年1月27日

各都道府県衛生主管(部)局長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準事業例
及び標準単価の設定について

地域医療介護総合確保基金（医療分）につきましては、医療及び介護の総合的な確保のための事業であって、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画（以下、「都道府県計画」という。）で定める「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」、「居宅等における医療の提供に関する事業」及び「医療従事者の確保に関する事業」のいずれかに該当する事業として都道府県計画に掲載された事業（以下、「基金事業」という。）を対象としているところですが、予算の効率的な活用を図るため、今般、基金事業における標準事業例及び標準単価を別紙1及び別紙2のとおり設定したので通知します。

つきましては、平成29年度以降の都道府県計画の策定に当たっては、原則として、標準事業例及び標準単価により、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、事業を計上して頂くようお願いします。

なお、別紙1及び別紙2に該当しない事業又は単価がある場合には、あらかじめ当課と協議の上、基金事業として都道府県計画に掲載していただくよう併せてお願いします。

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例

(別紙1)

事業区分	標準事業例	事業の概要
I 病床の機能分化・連携のための必要な施設・設備の整備等	1 ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	病院・診療所間の切れ目ない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築を図るとともに、津波などによる診療情報流出防止の観点から、防災上安全な地域にてデータサーバーを設置し、診療情報等のデータを当該サーバーに標準的な形式で保存することができるよう設備の整備を行う。
	2 精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のデイケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備	精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やデイケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備を行う。
	3 がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備	がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備を行つ。
	4 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るために、病棟・外来に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、患者の口腔管理を行う。また、病院内の退院時支援を行う部署(地域医療連携室等)等に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を行う。
	5 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。
	6 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備	院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。
II 在宅医療・介護サービスのための必要な施設・設備等	7 在宅医療の実施に係る拠点の整備	市町村及び地域の医師会が主体となって、在宅患者の日常療養生活の支援・看取りのために、医師・歯科医師・薬剤師・訪問看護師が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点を整備することにかかる経費に対する支援を行う。
	8 在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	在宅患者の退院調整や急変時の入院受入整備等に資する病院との医療連携体制の運営に係る人件費(調整等を図るための人員雇用分等)や会議費などに対する支援を行う。
	9 在宅医療推進協議会の設置・運営	県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題・対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における巡回連携会議の開催を促進する。上記協議会を開催するための会議費・諸謝金等に対する支援を行う。
	10 在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施	在宅医療に取り組む病院関係者への理解を深めるために「在宅医療導入研修」を実施する。また、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修、地域包括ケア体制の構築・推進を担う保健師(市町村主管部門、保健所等)に対する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。
	11 かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発	かかりつけ医の普及定着を推進するため、地域医師会等における、医師に対する研修や、住民に対する広報活動に対する支援を行う。
	12 訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施	訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
	13 認知症ケアバスや入退院時の連携バスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築	認知症への対応など多職種間の連携を図るため、認知症専門医の指導の下、地域の医療と介護の連携の場を設け、各地域における認知症ケアの流れ(認知症ケアバス)等の検討を支援する。
	14 認知症疾患医療センター診療所型における鑑別診断の実施	認知症疾患医療センターの一類型として指定された診療所が、他医療機関とネットワークを構築し、認知症の鑑別診断につなげるための経費に対する支援を行う。
	15 早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援等	精神科医療機関の院内委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招請するなど、地域における医療と福祉の連携体制を整備するための経費に対する支援を行う。
	16 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備	在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。
	17 在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進	現在、都道府県歯科医師会等に設置されている在宅歯科医療連携室を都道府県単位だけでなく、二次医療圏単位や市町村単位へ拡充して設置し、在宅医療連携拠点、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等と連携し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の照会、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出にかかる運営費等に対する支援を行う。
	18 在宅で療養する疾患有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施	在宅で療養する難病や認知症等の疾患有する者に対する歯科保健医療を実施するため、歯科医師・歯科衛生士を対象とした、当該疾患有する知識や歯科治療技術等の研修の実施に必要な経費の支援を行う。
	19 在宅歯科医療を実施するための設備整備	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要となる、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
	20 在宅歯科患者搬送車の設備整備	在宅歯科医療を実施する歯科医療機関(在宅療養支援歯科診療所等)で力バーできない空白地域の患者に対して必要な医療が実施できるよう、地域で拠点となる病院等を中心とした搬送体制を整備する。
	21 在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援	在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師・歯科衛生士の確保を行う。
III 在宅医療・介護・事業のための必要な薬剤事業等を推進するためには必要な施設・設備等	22 訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知	これまで訪問薬剤管理指導を取り組んだ経験のない薬局に対して地域薬剤師会が行う研修の実施を支援する。また、患者が入院から在宅療養へ円滑に移行するため、地域薬剤師会が訪問薬剤管理指導を実施している薬局の周知・紹介を行うことを支援する。
	23 在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備	在宅医療における衛生材料・医療材料の供給を円滑に行うため、地域で使用する衛生材料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で行うとともに、地域で使用する衛生材料等の供給拠点となる薬局が設備整備を行うことを支援する。
	24 終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援	人生の最終段階の医療の実施に当たり、疼痛コントロールが円滑にできるようにするため、地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で品目・規格統一等に関する協議等を実施することを支援する。

事業区分		構造事業例	事業の概要
対策(1)医師のための地域事業偏重等在科連携のための対策、等在事業、医科・歯科	25	地域医療支援センターの運営(地域枠に係る修学資金の貸与事業、無料職業紹介事業、定年退職後の医師の活用事業を含む)	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センターの運営に必要な経費に対する支援を行う。
	26	医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築	医療資源の重点的かつ効率的な配慮を図ってもなお医師の確保が困難な地域において、都道府県が地域医療対策協議会における議論を踏まえ、医師派遣等を行う医療機関の運営等に対する支援を行う。
	27	地域医療対策協議会における調整経費	地域医療対策協議会で定める施策について、計画の進歩及び達成状況を関係者間において検証し、次の施策へつなげるための調整を行う。
	28	産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援	産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るために、これらの医師の待遇改善に取り組む医療機関を支援する。 また、精神保健指定医の公務員としての業務や地域の精神科救急医療体制の確保のための精神科医確保に協力する医療機関の運営等に対する支援を行う。
	29	小児専門医等の確保のための研修の実施	医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修の実施を支援する。
	30	救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施	地域医師会等において、地域の小児救急医療体制の補強及び質の向上を図るために、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急に関する研修の実施を支援する。
	31	医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施	医科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病的早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。
	32	女性医師等の離職防止や再就業の促進	出産・育児及び離職後の再就業に不安を抱える女性医師等のための受付・相談窓口の設置・運営、復職研修や就労環境改善の取組を行うための経費に対する支援を行う。
	33	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の確保対策の推進	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える女性歯科医師等に対する必要な相談、研修等を行うための経費に対する支援を行う。 また、今後、歯科衛生士、歯科技工士を目指す学生への就学支援を行う。
	34	女性薬剤師等の復職支援	病院・薬局等での勤務経験がある薬剤師(特に女性)の復職支援を促進するため、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施を支援する。
III 医療従事者等の確保・養成のための事業	35	新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。
	36	看護職員の資質の向上を図るための研修の実施	看護職員を対象とした資質向上を図るために研修等を開催するための経費に対する支援を行う。
	37	看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施	看護管理者向けに看護補助者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。
	38	離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進	地域の実情に応じた看護職員の離職防止対策を始めとした総合的な看護職員確保対策の展開を図るために経費に対する支援を行う。
	39	看護師等養成所における教育内容の向上を図るために体制整備	看護師等養成所における教育内容の向上を図るために、専任教員の配置や実習経費などを養成所の運営に対する支援を行う。
	40	看護職員が都道府県内に定着するための支援	地域における看護職員確保のため、養成所における都道府県内医療機関やへき地の医療機関等への看護師就職率等に応じた財政支援を行う。
	41	医療機関と連携した看護職員確保対策の推進	地域の医療機関の看護職員確保の支援や看護職員の復職支援の促進を図るために、ナースセンターのサテライト展開、効果的な復職支援プログラム等の実施、都市部からへき地等看護職員不足地域への看護職員派遣など看護師等人材確保促進法の枠組みを活用した看護職員確保の強化を図るために経費に対する支援を行う。
	42	看護師等養成所の施設・設備整備	看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初期設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。
	43	看護職員定着促進のための宿舎整備	看護師宿舎を看護職員の離職防止対策の一環として個室整備に対する支援を行う。
	44	看護教員養成講習会の実施に必要な教室等の施設整備	教員養成講習会の定員数の増加等に伴う教室等の施設整備に対する支援を行う。
	45	看護職員の就労環境改善のための体制整備	短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。
	46	看護職員の勤務環境改善のための施設整備	病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりするために必要な施設整備に対する支援を行う。
	47	歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備	歯科衛生士・歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。
	48	地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援	地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援する。
(5) 医療従事者の勤務環境改善のための事業	49	勤務環境改善支援センターの運営	医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行った仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。
	50	各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援(医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等)	計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。
	51	有床診療所における非常勤医師を含む医師、看護師等の確保支援	病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療等を提供するため、有床診療所において休日・夜間に勤務する医師・看護師等を配置する。
	52	休日・夜間の小児救急医療体制の整備	小児救急医の負担を軽減するため、小児科を榜頭する病院等が輪番制方式若しくは共同利用型方式により、又は複数の二次医療圏による広域を対象に小児患者を受け入れることにより、休日・夜間の小児救急医療体制を整備するために必要な医師・看護師等の医療従事者の確保に必要な経費及び「小児救急医療拠点病院」の運営に必要な経費に対する支援を行う。
	53	電話による小児患者の相談体制の整備	地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、全国どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医の負担を軽減するため、地域の小児科医等による夜間の小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。
	54	後方支援機関への搬送体制の整備	救急や小児周産期の医師の負担を軽減するため、高次医療機関において不安定な状態を脱した患者を搬送元等の医療機関に急救自動車等で搬送する際の経費に対する支援を行う。 また、受入医療機関に積極的に受け入れるためにコードネーティングの配置を支援する。

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
地域医療支援センター運営事業	専任医師及び専従職員の人事費	専任医師 1人当たり 12,548千円 専従職員 1人当たり 3,899千円
	事業に必要な経費	年額 27,207千円
救急勤務医支援事業	休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当	1人 1回当たり 休日昼間 6,785円 夜間 9,330円
小児救急電話相談事業	小児救急電話相談事業・協議会に必要な経費	(活動費) 午後6時から翌日午前8時までの間 54,200円×実施日数（8時間以上実施） 午前8時から午後6時までの間 54,200円×実施日数（8時間以上実施） (運営経費) 1,984千円 (協議会経費) 333千円
小児救急地域医師研修事業	小児救急地域医師研修事業・協議会に必要な経費	(研修経費) 1地区当たり 273千円 (協議会経費) 1,012千円
小児救急医療体制整備事業 小児救急医療支援事業	小児救急医療支援事業に必要な給与費、報償費	(常勤の体制) 休日・夜間 1地区当たり 26,310(13,150)円×診療日数 夜間加算 1地区当たり 19,782円×診療日数 小児救急電話相談実施加算 1地区当たり 14,838円×診療日数 (オンコール体制) 1地区当たり 13,570円×診療日数
小児救急医療体制整備事業 小児救急医療拠点病院運営事業	小児救急医療拠点病院運営事業に必要な給与費、報償費	(常勤の体制) 35,926千円×運営月数／12 夜間加算 3,520千円×運営月数／12 小児救急電話相談実施加算 6,781千円×運営月数／12 (オンコール体制) 12,403千円×運営月数／12
救急医療専門領域医師研修事業	救急医療専門領域医師研修事業に必要な経費	研修1分野当たり 1,595千円
小児集中治療室医療従事者研修事業	小児集中治療室医療従事者研修事業に必要な経費	12,612千円
新生児医療担当医確保支援事業	新生児担当医手当等	新生児1人当たり10,000円
医師派遣等推進事業	都道府県医療対策協議会が医師派遣の調整等を行う場合に必要となる給費	3,000千円
	派遣先医療機関が派遣医師を受け入れるための準備に必要となる経費	受入医師1人当たり 150千円
	当該医療機関における直近の決算数値により算出される医師1人1月当たりの経常利益相当額に派遣医師ごとに派遣月数を乗じて得た額	派遣医師1人当たり 1,250千円×派遣月数
	派遣医師が派遣後に海外研修等に参加する自己研鑽に必要となる経費	派遣医師1人当たり 2,064千円
女性医師等就労支援事業	復職のための受入医療機関の紹介等を行う受付・相談窓口業務に必要な経費、復職研修及び職場環境整備に必要な経費	(相談窓口経費) 7,093千円 (病院研修及び就労環境改善経費) 1か所あたり11,140千円
産科医等確保支援事業	分娩手当等	1分娩当たり 10千円
産科医等育成支援事業	研修医手当等	1人1月当たり 50千円

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護職員資質向上推進事業	看護職員資質向上推進事業の実施に必要な経費	<p>看護教員継続研修事業 1,219千円 実習指導者講習会 2,493千円 中堅看護職員実務研修 (短期研修) 1実施単位当たり 604千円 (中期研修) 1か所当たり 3,192千円 専門分野(がん・糖尿病)における質の高い看護師育成事業 (がん) 1,966千円 (糖尿病) 1,966千円 協働推進研修事業 1か所当たり 5,434千円 潜在看護職員研修事業 (潜在看護職員研修) 1か所当たり 1,481千円 (潜在助産師研修) 1か所当たり 1,481千円 院内助産所・助産師外来助産師等研修事業 1,801千円</p> <p>看護教員養成講習会事業 (看護教員養成講習会) 定員30名まで 6,719千円、定員30人以上1名増毎に224千円 (教務主任養成講習会) 606千円／定員1名毎 (保健師・助産師教員養成講習会) 280千円／定員1名毎 (他県受入加算) 40千円／1名 看護職員専門分野研修 (看護職員専門分野研修) 98千円／定員1名毎 (認定看護師追加研修) 110千円／定員1名毎</p>
看護師等養成所運営事業 (保健師養成所運営事業)	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等	<p>基準額A 及び基準額B の合計額 (1) 基準額A ア 養成所 1か所当たり 8,284,000円 イ 総定員が20人を超える養成所において 専任教員分として定員20人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として 1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり 12,800円 を乗じて得た額 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円</p>
看護師等養成所運営事業 (助産師養成所運営事業)	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等	<p>基準額A 及び基準額B の合計額 <1年間で教育を行うもの> (1) 基準額A ア 養成所 1か所当たり 8,284,000円 イ 総定員が20人を超える養成所において 専任教員分として定員20人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として 1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり 141,800円 を乗じて得た額 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円 ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設 1か所当たり 4,510,000円</p> <p><2年間で教育を行うもの> (1) 基準額A ア 養成所 1か所当たり 4,142,000円 イ 総定員が20人を超える養成所において 専任教員分として定員20人増すごとに 921,000円 ウ 事務職員分として 1か所当たり 268,000円 エ 生徒数に1人当たり 141,800円 を乗じて得た額 (2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円 ウ 助産師学生実践能力向上事業実施施設 1か所当たり 4,510,000円</p>

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護師等養成所運営事業 (看護師(3年課程)養成所運営事業)	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等	<p>基準額A及び基準額Bの合計額 (全日制)</p> <p>(1) 基準額A</p> <p>ア 養成所1か所当たり 16,178,000円 イ 統合カリキュラム実施施設 6,633,000円 ウ 総定員が120人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円 エ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 オ 生徒数に1人当たり 15,500円 を乗じて得た額 カ へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円</p> <p>(2) 基準額B</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円</p> <p>（全日制であって4年間で教育を行うもの及び定時制）</p> <p>(1) 基準額A</p> <p>ア 養成所1か所当たり 12,134,000円 イ 総定員が120人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000円 エ 生徒数に1人当たり 15,500円 を乗じて得た額 カ へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円</p> <p>(2) 基準額B</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円</p>
看護師等養成所運営事業 (看護師(2年課程)養成所運営事業)	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任事務職員給与費、実習施設謝金 等	<p>基準額A及び基準額Bの合計額 (全日制)</p> <p>(1) 基準額A</p> <p>ア 養成所1か所当たり 13,889,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり 17,600円 を乗じて得た額 オ へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円</p> <p>(2) 基準額B</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円</p> <p>（定時制）</p> <p>(1) 基準額A</p> <p>ア 養成所1か所当たり 10,417,000円 イ 総定員が120人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,381,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 402,000円 エ 生徒数に1人当たり 17,600円 を乗じて得た額 オ へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円</p> <p>(2) 基準額B</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円</p> <p>（通信制）</p> <p>(1) 基準額A</p> <p>ア 養成所1か所当たり 17,081,000円 イ 総定員が500人を超える養成所において 専任教員分として定員100人増すごとに 1,842,000円 ウ 総定員が500人を超える養成所において 添削指導員分として定員100人増すごとに 1,595,000円 エ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 オ 生徒数に1人当たり 3,500円 を乗じて得た額</p> <p>(2) 基準額B</p> <p>ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円</p>

地域医療介護総合確保基金(医療分)の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護師等養成所運営事業 (准看護師養成所運営事業)	専任教員給与費、添削指導員給与費、部外講師謝金、専任教員給与費、実習施設謝金 等	<p>基準額A及び基準額Bの合計額</p> <p>(1) 基準額A ア 養成所1か所当たり 8,080,000円 イ 総定員が80人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,842,000円 ウ 事務職員分として1か所当たり 536,000円 エ 生徒数に1人当たり 13,100円 を乗じて得た額 オ へき地等の地域における養成所に対する 重点的支援事業実施施設1か所当たり 973,000円</p> <p>(2) 基準額B ア 新任看護教員研修事業実施施設 受講者1人当たり 340,000円 イ 看護教員養成講習会参加促進事業実施施設 受講者1人当たり 147,000円</p>
看護師等養成所運営事業 (看護師養成所3年課程導入促進事業)	専任教員給与費、事務職員給与費 等	専任教員等配置経費 1か所当たり 8,408,000円
看護師等養成所運営事業 (助産師養成所開校促進事業)	専任教員給与費 等	専任教員配置経費 1か所当たり 3,316,000円
看護師等養成所運営事業 (看護師養成所修業年限延長促進事業)	専任教員給与費 等	専任教員配置経費 1か所当たり 3,316,000円
新人看護職員研修事業	新人看護職員研修事業の実施に必要な経費 医療機関受入研修事業の実施に必要な経費	<p>新人看護職員研修事業 (研修経費) 新人看護職員が1名のとき 440千円 ・新人保健師研修又は新人助産師研修を含む場合 586千円 新人看護職員が2名以上のとき 630千円 ・新人保健師研修又は新人助産師研修を含む場合 776千円 ・新人保健師研修及び新人助産師研修を含む場合 922千円 (教育担当者経費) 215千円／新人看護職員5人毎 (医療機関受入研修事業) 1名～4名 113千円 5名～9名 226千円 10名～14名 566千円 15名～19名 849千円 20名以上 1,132千円 20名以上1名増す毎に45千円</p>
	多施設合同研修事業の実施に必要な経費 研修責任者等研修事業の実施に必要な経費 新人看護職員研修推進事業の実施に必要な経費	<p>多施設合同研修事業 (新人看護職員合同研修) 1,009千円 (新人助産師合同研修) 1,009千円 研修責任者等研修事業 (研修責任者研修) 1,171千円 (教育担当者研修) 1,171千円 (実地指導者研修) 1,171千円 新人看護職員研修推進事業 (協議会経費) 2,307千円 (アドバイザー派遣経費) 170千円／1か所</p>
病院内保育所運営事業	病院内保育所の運営に必要な給与費、委託料(給与費に該当するもの)	<p>(基本額×保育料收入相当額) ×負担能力指数による調整率 基本額 1(2、4、6)人×180,800円×運営月数 (加算額) 24時間保育 23,410円×運営日数 病児等保育 187,560円×運営月数 緊急一時保育 20,720円×運営日数 児童保育加算 10,670円×運営日数 休日保育加算 11,630円×運営日数</p>
看護職員確保対策特別事業	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な経費	43,684千円
訪問看護推進事業	訪問看護推進協議会及び事務局の運営に必要な経費、実態調査に必要な経費 訪問看護事業所・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な経費 在宅医療普及啓発事業の実施に必要な経費	<p>訪問看護推進協議会 (訪問看護推進協議会経費) 298千円 (事務局経費) 2,385千円 (実態調査費) 244千円 訪問看護事業所・医療機関に勤務する看護師の相互研修 (訪問看護事業所の看護師の研修) 685千円 (医療機関の看護師の研修) 316千円 (訪問看護事業所間の相互研修) 508千円 在宅医療普及啓発事業 (フォーラム等開催費) 198千円 (普及啓発パンフレット作成等経費) 68千円</p>
看護職員の就労環境改善事業	就業環境改善相談・指導者派遣事業の実施に必要な経費 就労環境改善研修事業の実施に必要な経費	<p>(就業環境改善相談・指導者派遣事業) 総合相談窓口設置経費 3,911千円 アドバイザー派遣経費 684千円 (就労環境改善研修事業) 824千円</p>
	就労環境改善支援事業の実施に必要な経費	(就労環境改善支援事業) 2,291千円

地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準単価

事業区分	対象経費	標準単価
看護補助者活用推進事業	看護補助者活用推進事業に必要な経費	1 医療圏あたり 328千円
在宅歯科医療連携室整備事業	在宅歯科医療連携室整備事業に必要な経費	4,058千円
看護師等養成所初度設備整備事業	標本、模型及び教育用機械器具等の購入費	21,735千円
看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	看護師等養成所の在宅看護実習室に必要な備品購入費	2,650千円
院内助産所・助産師外来設備整備事業	院内助産所・助産師外来開設のための設備整備として必要な医療機器等の備品購入費	3,811千円
在宅歯科診療設備整備事業	在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費	3,638千円
がん診療施設設備整備事業	がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費	31,500千円
医学的リハビリテーション施設設備整備事業	医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備品購入費	10,500千円
歯科衛生士養成所初度設備整備事業	標本、模型及び教育用機械器具の購入費	11,000千円
在宅介護者への歯科口腔保健推進設備整備事業	口腔のケアに必要な歯科医療機器等購入費	1,432千円
地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設整備事業	医療機関の施設整備費用(新築、増改築)	1 m ² 当たり 360千円

※ 上記に記載の無い事業の実施に当たっても、標準単価や類似の補助金の交付要綱等を参考に適切な単価設定を行うこととする。